日本標準産業分類第14回改定に対する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

No	提出元	大分類	分類番号等	内容	意	見 等	理由	担当回	主担当省庁	対 応 案	対応案とする理由
12	総務省	D 建設業	D	総説	等のプラントを	ł, 化学, 製鉄, 発電 ł, 水学, 製鉄, 発電 アリング業の説明があ 確にされたい。	4つ以外にどんなプラントが他に該 当するのか不明確であり、「等」の表記 では曖昧なため。	第5回	国土交通省 (当該部分は経済産業省)	プラントエンジニアリング業とは、石油精り 化学、製鉄、発電等の事業を対象に、製造 備等の企画、設計、調達、施工、施工管理: 一括して請負い、これらのサービスを提供す 事業所とされている。その対象となる事業には、先の4つの例示以外に、医薬品や食品 の生活関連・環境プラント、情報通信、交通 ンフラの事業を含めて多岐に亘るため、4つ 例示の後に「等」も記載している。	设 さ る 等 イ
13	総務省	D 建設業	D	項目名	0631定義文中 0621土木工事	文中「道路工事」と 「道路舗装工事」、 『と0631定義文中「舗 土木工事」の切り分 ただきたい。	判断基準を明確化したい。	第5回	国土交通省	道路を建設する工事は0621定義文中「道工事」に含まれ、道路を舗装する工事は063定義文中「道路舗装工事」に含まれる。また、舗装工事を伴う土木工事(例:道路駐車場を舗装する工事)は、0621土木工事含まれず、0631定義文中「舗装工事を伴う土木工事」に含まれる。	1 や に
14	総務省	D 建設業	0841	説明文	(昇降設備工 ○例示に「自	動出改札装置設置	「自動ドア設置工事業」は〇例示に掲載されているが、出改札機能を併せ持った装置が増えており、その取り付け工事も、含まれることを明記していただきたいため。		国土办通省	「0841 機械器具設置工事業(昇降設備事業を除く)」の例示に「自動改札機設置工業」を追加することとしたい。具体的には、閉自動改札機がここに含まれるものと想定してる。	事
158	経団連	D 建設業	D	分割	土木分野に ナンスの分類 きたい	こおけるインフラメンテ の分割を検討いただ	建築分野では「建築リフォーム工事業」が産業分類として独立している一方、土木分野におけるインフラメンテナンスにつきましては、中分類の総合工事業一土木工事業に包含されている状況にあります。今後、既存インフラのメンテナンス需要の高まりが見込まれておりますので、"業"としての土木分野におけるインフラメンテナンス工事の動向について確認できるよう整理することも考えられます。	第5回	国土交通省	変更しない。	基本的には、主として土木工事を行う事業者がインフラの維持管理(インフラメンテナンス)を行っており、インフラメンテナンスを専業とする事業所はあまり存在しない。このため、現時点においてインフラメンテナンス工事を独立した産業分類として設ける必要性は低いと考えられる。